

取手市政治倫理審査会会議録

会議の名称	令和3年度第3回 取手市政治倫理審査会
開催日時	令和3年12月15日(水) 午後3時00分～午後5時10分
開催場所	取手市役所新庁舎3階301・302会議室
出席者	会長 高久 匡志 副会長 間宮 恂 委員 貝塚 聡, 栗屋 祐子, 張貝 正美 事務局 総務部長 鈴木 文江, 総務課長 澤部 慶 副参事 松崎 剛, 係長 山本 宇類, 主事 沖瀧 博亮
欠席者	委員 大森 正子
会議の公開・非公開	一部非公開 (茨城県南水道企業団に対する調査内容及び回答まで公開)
傍聴人数	7人
審議内容	
1 傍聴者による審査会の撮影・録音・録画について	
高久会長	写真・映画等の撮影・録音等は事前に会長の許可が必要 (取手市政治倫理条例施行規則第9条の2第7項) 前回: 委員に確認の上, 撮影・録音・録画は不可とした ⇒今回: 前回と同様, 撮影・録音・録画は不可とする
2 会議録について	
高久会長	今年度の会議録の取扱いは, 第1回の審査会において昨年度と同様の作成方法で作成することと決定しております。傍聴人がいるため, 確認の意味で決定事項を読み上げてください。
事務局 (山本係長)	・発言者氏名を含む要点筆記による作成 ・発言者の特定がされることによって活発な議論が妨げられるとして会議で議決した場合は, 発言者氏名を記載しないこととすることが可能 ・作成した会議録は, 会長の署名をもって確定とする
高久会長	会議で議決した場合は会議録に発言者の氏名を記載しないこととすることができますが, 発言者の氏名の取扱いはどうしますか。 ⇒発言者の氏名は記載することとした。
3 会議の公開・非公開について	
高久会長	取手市政治倫理条例第11条第6項により, 会議は公開となっておりますが, 出席委員の3分の2以上が必要と認めるときは, 会議を非公開とすることができます。 市民からの調査請求案件を取り扱うにあたり, 委員から御意見はありますか。意見等がない場合は原則「公開」となります。

間宮副会長	<p>【公開・非公開の別】 全面非公開</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回審査会は調査請求に関する論点及び調査事項の整理であったため公開としたが、今回審査会では調査結果の結論を出すにあたり、法人等の公開されていない情報等についても触れることになると考えられる。</li> <li>・仮に、傍聴者が審査会の内容を外部に発信した場合、プライバシーの侵害による名誉の回復が不可能となるおそれがある。</li> <li>・調査結果書の作成時に細部まで調整するため、そこまでを傍聴させる必要性はないと考える。</li> </ul>
貝塚委員	<p>【公開・非公開の別】 一部非公開</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会で審議する内容には公開情報も含まれており、茨城県南水道企業団（以下「企業団」という。）の審議については公開で差し支えないと考える。</li> <li>・企業団の公開情報に関する審議終了後、非公開情報等も審議で触れるため、非公開の必要があると考える。</li> </ul>
高久会長	他に御意見はありますか。
張貝委員	私も間宮委員と同意見です。
高久会長	栗屋委員はいかがですか。
栗屋委員	開示請求をされた場合に、非公開とした内容が公開されないのであれば一部非公開が良いかと思えます。
高久会長	<p>全部非公開及び一部非公開の意見が出ました。</p> <p>これから審査会の公開・非公開について確認を取ります。</p> <p>出席委員5名中4名以上が審査会の非公開を認めた場合、会議は非公開とし、4名に満たない場合は公開となります。</p> <p>審査会を非公開とする場合、続いて一部非公開・全部非公開の確認を取ります。4名以上が完全非公開を認めた場合は完全非公開とし、4名に満たない場合は一部非公開とします。</p> <p>まず、まず一部又は全部を非公開にすることに賛成する委員は挙手をお願いします。</p>
	公開・非公開の決を採り、非公開で議決（5名挙手）
高久会長	続きまして、以降の審査会を完全に非公開とすることに賛成する委員は挙手をお願いします。
	一部非公開・全部非公開の決を採り、一部非公開で議決（2名挙手）
貝塚委員	審査会是一部非公開となりましたが、会議録は非公開となるのですか。
高久会長	会議録は公開義務はありますか。
事務局 (澤部課長)	会議録に関しては、情報公開条例等での開示請求を妨げるものではありません。会議が非公開であることを理由に非公開とする

	<p>か、会議内容により一部公開とするかについては、請求の都度判断することになります。</p> <p>なお、個人情報や非公開の法人情報等の秘匿されるべき情報については、審査会の公開・非公開に関係なくマスキング処理がされます。</p>
高久会長	<p>では、具体的には、本日の審査会のうち、企業団の回答に対する部分については公開、それ以外の部分については非公開という形で進めてよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
4 市民からの調査請求に係る調査について	
高久会長	<p>前回審議したとおり、四者に対し調査依頼を行いました。調査依頼の経過と回答状況だけを事務局から説明願います。</p>
事務局 (澤部課長)	<p>前回審査会で整理した調査項目を基に事務局で調査依頼書を作成し、内容を高久会長に御確認いただいた上で四者に対し11月29日付けで文書を郵送し、その後回答をいただき、写しを委員の皆様へ事前にお渡ししたところです。</p> <p><b>【回答文書について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月1日付け [ ] 株式会社（以下会議録上では「当該企業」。）</li> <li>・12月3日付け [ ] 氏（以下会議録上では「当該寄附者」。） 企業団</li> <li>・12月7日付け 取手新時代をひらく会（以下会議録上では「ひらく会」。）</li> </ul> <p>その回答を踏まえて何点か確認したいことがある旨の連絡をいただきましたので、高久会長と調整の上、追加確認や資料の提出を依頼しました。</p> <p><b>【追加調査対象及び調査状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該企業 寄附金に関する追加資料の提出 ⇒12月9日付けで依頼、同日FAXにより資料提出</li> <li>・ひらく会 回答に記載の経過をより正確に確認するため追加調査 ⇒12月10日付けで依頼、14日付けで回答受領 平成29年度分及び平成31年度・令和元年度分の政治資金収支報告書の修正を、12月10日付けで茨城県選挙管理委員会に提出した旨の報告あり。</li> <li>・企業団 当該企業の入札参加状況に関する資料の提出</li> </ul>

	⇒12月13日付けで依頼, 14日付けで回答及び資料の受領以上でございます。
高久会長	それでは, 四者からいただいた回答を基に詳細の検討に入りますが, 先ほどの議決のとおり, まず企業団への調査依頼に対する回答について審議し, その後, 非公開に切り替えた上で三者の審議を行うことといたします。
4-1 企業団に対する調査内容及び回答	
高久会長	<p><b>【質問事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業者選定において企業長は選定過程に関与しているのか</li> <li>2 指名業者選定の最終的な決定権者は誰か</li> <li>3 1, 2の回答を裏付ける資料の提出</li> <li>4 平成29年度及び平成30年度における, 当該企業が参加した指名競争入札に関する資料</li> </ol> <p><b>【企業団からの回答】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指名競争入札において, 企業長は業者選定に関与しておらず, 選定結果だけを企業長に報告している。</li> <li>2 事務所長以下の職員や, 事務所長が委員長を務める契約審査委員会である。</li> <li>3 茨城県南水道企業団水道事業会計規程, 茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程, 茨城県南水道企業団管理規程の提出あり。</li> <li>4 指名競争入札参加件数: 26件 内落札件数: 5件</li> </ol> <p>まず, 前回審査会での検討課題である, 企業団の指名競争入札において, 企業長である藤井市長が業者選定に関与していたかについて, 企業団からの回答では, 予定価格が5千万円以上の工事は一般競争入札となること, 予定価格が5千万円未満の指名競争入札については, 企業長は業者選定に関与していないとのことです。</p> <p>また, 最終決定権者については, 茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程及び茨城県南水道企業団管理規程に基づき, 契約審査委員会(委員長は事務所長)又は専決区分に基づく事務所長等(所長・次長・課長)となっており, いずれも企業長は決定には関与していないという回答をいただきました。</p> <p>裏付け資料として, 茨城県南水道企業団水道事業会計規程, 茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程, 茨城県南水道企業団管理規程の資料を提出していただいております。</p>
貝塚委員	<p>各規則の解釈を補足いたします。</p> <p><b>【茨城県南水道企業団水道事業会計規程】</b></p> <p>第100条の2より, 予定価格が5千万円以上の工事については, 一般競争入札とする。</p>

	<p>【茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程】</p> <p>契約予定金額が3千万円以上の工事については、契約審査委員会により入札指名業者を選定する。</p> <p>【茨城県南水道企業団管理規程】</p> <p>第14条等から、予定価格により指名業者の選定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格が200万円から3千万円未満：所長の専決事項</li> <li>・ 予定価格が50万円から200万円未満：次長の専決事項</li> <li>・ 予定価格が50万円未満：課長の専決事項</li> </ul> <p>となる。</p> <p>今回の調査請求で挙げられている入札は、予定価格が5千万円未満であることから、審査委員会又は所長等の専決により指名業者の選定を行うもので、規程上企業長は関与しないといえます。</p>
高久会長	<p>当該企業が企業団から受注している工事が5件あり、いずれも受注額は5千万円を超えておりません。</p> <p>それで、貝塚委員からの説明のとおり、予定価格に基づき選定され、最終決定権者も専決区分によって決めてるということになります。</p> <p>企業団に関して特に条例等で違反事項がある場合、御指摘をお願いします。</p>
	(特に意見なし)
高久会長	<p>次に、追加調査により追加のあった入札結果について、事務局から説明願います。</p>
	(プロジェクターで入札結果一覧を映す)
事務局 (澤部課長)	<p>平成31年度・令和元年度以降の入札結果は、企業団のホームページに掲載されておりますが、今回の調査請求では平成29年度の入札結果に関する案件であったため、会長と相談の上、追加調査をし、企業団から平成29年度、平成30年度分の入札結果を御提出いただきました。その資料を一覧にまとめました。</p> <p>先ほどの説明のとおり、当該企業が参加した入札が26件あります。そのうち当該企業が落札した工事が5件、落札まで至らなかった工事が21件という内訳です。</p>
	(プロジェクターの映像を消す)
高久会長	<p>事務局から説明のあったように、平成29年度以降、当該企業が落札した件数は26件中5件です。逆を返すと21件は落札できなかったということになりますが、それに関しては残り三者の審議も踏まえた上で、企業団に対して審議が必要であれば、そのときにお話しいただければと思います。</p> <p>では、企業団に関しては以上でよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)

高久会長	<p>では、傍聴者の方に申し上げます。</p> <p>取手市政治倫理条例第11条第6項ただし書の規定により、今回の審査会のこの後の議事は非公開で進めさせていただきます。</p> <p>おそれいりますが、傍聴者の方は御退席いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	(傍聴者退出、再開)
高久会長	<p>では、再開します。</p> <p>次はひらく会の回答について検討いただきたいと思います。</p>
4-2 取手新時代をひらく会に対する調査内容及び回答	
高久会長	<p><b>【質問事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 貴団体の収支報告書において、寄附者の住所に当該企業の住所が記載されているが、貴団体として、この寄附金については、当該寄附者と当該企業のいずれによる寄附として受けた認識か。</li> <li>2 当該寄附者から寄附金を受領した際、寄附者の住所をどのように確認したか。また、寄附の申出や寄附金の受領に関する書類の作成者・記載者は、貴団体と当該寄附者のどちらか。</li> <li>3 当該寄附者から受領した寄附金の内容を政治資金収支報告書に記載した際、何をもとに当該寄附者の住所を記載したか。</li> <li>4 当該寄附に係る税法上の寄附金控除のための書類を貴団体として交付しているか。交付している場合は当該寄附者に交付した書類の控えを、交付していない場合は当該寄附者からの寄附の受領に関する書類(台帳等)の写しを提出。</li> <li>5 当該寄附者から寄附を受けた経緯。</li> <li>6 回答2のうち、「会社の住所で通る」について、「領収証の取扱いを会社にて行う」という趣旨か、「領収証の送付先や連絡先として会社住所を当該寄附者が示した」という趣旨か、あるいはそのいずれとも異なる趣旨か、貴団体としてどのように捉えられていたのか。</li> </ol> <p><b>【ひらく会からの回答】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該寄附者個人の寄附として認識している。</li> <li>2 寄附金受領時に住所の記載漏れがあり、会計責任者より当該寄附者に対し領収書の送付先及び連絡先を確認したところ、会社の住所で通るとの回答であったため、会社と同一の住所を記載した。</li> <li>3 回答2のとおり。</li> <li>4 控除証明書は交付していない。(平成31年分及び令和元年分の領収証控えの写しを添付。)</li> </ol> <p>※ 平成29年度分については保存期限を超えて処分済。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 こちらでは分からない。政治活動支援の一環と理解し受領した。</li> <li>6 当該寄附者から「郵便物、電話含め会社住所宛てとしてもらえれば、間違いなく自分につながる。」と言われたことを踏まえたもの。</li> </ol>

	各回答について順に問題の有無を検討した方がわかりやすいでしょうか。
	(他の委員も賛成)
高久会長	1つ目の回答は問題ないと思います。 2つ目の回答は、ひらく会としては、領収書の送付先と連絡先を確認したところ、会社の住所を伝えられたため、会社へ送付するとともに同住所を記載したという内容ですが、貝塚委員から、「会社の住所で通る」という回答は、意図した内容から意味がずれてしまう可能性があるとの御指摘がありました。
貝塚委員	「通る」という表現では趣旨が不明瞭なため、書面で趣旨を明確にした方がいいのではないかとということです。
高久会長	この回答に関して、他の方の御意見等ありますでしょうか。
間宮副会長	
高久会長	予定と書いてありますが、県選管も届出を受理して、既に訂正は終わっているのですか。
事務局 (澤部課長)	終わっております。
高久会長	県選管も問題があれば指摘すると思いますが、特に指摘はなく、住所を訂正して終わりということですか。
事務局 (澤部課長)	届出ですので、届け出られたものをそのまま受け付けます。
高久会長	特に検討するわけではないということですか。
間宮副会長	事務上は特に問題もないということですよ。
事務局 (澤部課長)	住所を消したあと、何も記載していなければ事務上は届出の不受理になりますが、訂正した住所を記載しておりますので、受理されていると考えられます。
間宮副会長	
高久会長	
間宮副会長	
高久会長	3つ目が、政治資金収支報告書記載時に当該寄附者の住所は何を基に記載したのかという質問ですが、これは2つ目の回答と同じとなっています。 4つ目については、基本的に寄附金控除等の税制優遇は受けていないため、控除証明も交付していないとのこと。 5つ目の、当該寄附者から寄附を受けた経緯については、「こちらではわかりません。御支援の一環と理解しています。」とありま

	<p>すし、領収書関係の添付書類もあります。</p> <p>こちらの回答について、追加の回答、意見を求める依頼の必要はありますでしょうか。</p>
	(意見なし)
貝塚委員	併せて「通る」の回答ももらっていますね。
高久会長	そうですね。「通る」の回答はどうなっていますか。
事務局 (澤部課長)	<p>本日の資料でお出ししております。</p> <p>令和3年12月14日付けの文書です。</p> <p>「会社の住所で通る」の「通る」の認識について確認しましたが、回答としては、当該寄附者から郵便物、電話を含めて会社住所宛てとしてもらえれば、間違いなく自分につながりますと言われたことを踏まえたとのことでした。</p> <p>また、それと同時に県選管に提出した訂正の結果を添付していただいております。</p>
高久会長	<p>次は、当該寄附者の回答について検討していきたいと思っております。</p>
4-3 当該寄附者に対する調査内容及び回答	
高久会長	<p>当該寄附者に対して6つの質問をしております。</p> <p><b>【質問事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ひらく会の収支報告書において、寄附者の住所に当該企業の住所が記載されているが、当該寄附については貴殿と会社のいずれによるものか。</li> <li>当該寄附の際に、貴殿の住所をどのようにひらく会へ伝えたか。</li> <li>当該寄附の申出書等、貴殿の住所・氏名等を記載した書類を作成したか。作成した場合は、控えの写しの提出。</li> <li>貴殿の実質的な居住地は、住所地又は会社所在地のどちらか。</li> <li>ひらく会に寄附を行った趣旨及び寄附金の支出元はどこか。</li> <li>当該寄附について、寄附金控除の申請は行ったか。行っている場合は、寄附金控除に係る書類の控えの写しの提出。</li> </ol> <p><b>【当該寄附者からの回答】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li></li> <li></li> <li></li> <li></li> <li></li> </ol>

	<p>6 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>この回答について、追加の意見・回答を依頼する必要がある箇所や、もう少し検討する必要がある部分等ございましたら意見ををお願いします。</p>
	(特になし)
高久会長	それでは、当該寄附者についても、いただいた回答である程度確認できたということによろしいでしょうか。
	(異議なし)
4-4 当該企業に対する調査内容及び回答	
高久会長	<p>当該企業については2つ質問をしております。</p> <p>【質問事項】</p> <p>1 ひらく会の収支報告書において、寄附者の住所に貴社の住所が記載されているが、当該寄附については貴社で会計処理をしているのか。</p> <p>2 当該寄附年月日の属する決算書の写しの提出。また、決算において寄附を処理している場合は、寄附の明細又は元帳の写しの提出。</p> <p>【当該企業からの回答】</p> <p>1 [REDACTED]</p> <p>2 [REDACTED]</p> <p>決算書上、寄附金が計上されておりましたので、元帳の写しも提出されております。元帳を確認しますと、ひらく会に対する寄附の計上は認められませんので、会社の寄附として会計処理はされていないことが確認できました。</p> <p>ひらく会への寄附に関しては、特に会計処理はされていないため、法人についても特に問題ないと思えますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なし)
高久会長	以上で、四者に対する回答書について検討してまいりましたが、総合的に考えて、疑義のある部分等ございますか。
間宮副会長	[REDACTED]

貝塚委員	[REDACTED]
間宮副会長	[REDACTED]
栗屋委員	[REDACTED]
4-5 調査結果まとめ	
高久会長	四者の回答について検討が終わりましたので、最終的な結論をまとめていきたいと思えます。調査結果書案を作成しておりますので、今回の審査会を踏まえ、付け加えた方がいい内容等があれば、修正していきたいと思えます。
	(調査結果書(案)の配付)
間宮副会長	ここまで長い調査結果書を出す必要はあるのですか。
貝塚委員	簡素な内容の場合、それをもっておかしいのではないかとという指摘を受けるおそれもありますので、しっかりと内容を検討する必要があるかと思えます。
間宮副会長	[REDACTED]
貝塚委員	[REDACTED]
間宮副会長	[REDACTED]
事務局 (澤部課長)	公表情報を基に、企業団で行われた入札全体の中で当該企業が指名業者に選定されている回数も確認したところ、全ての指名に当該企業が選定されているということはありませんでした。
間宮副会長	指名の段階ですか。
事務局 (澤部課長)	そうですね、そもそも指名されていないということです。
高久会長	[REDACTED]

張貝委員	
事務局 (澤部課長)	高久会長に以前お話を伺った際には、法人が行った寄附は法人の会計処理において税法上の処理をされると伺っております。
高久会長	
張貝委員	
高久会長	
貝塚委員	
高久会長	
張貝委員	
貝塚委員	
高久会長	
事務局 (澤部課長)	おそらく、間宮副会長が委員を務められている中では、これほど長い調査結果書は出したことがないですね。
間宮副会長	長くても3枚程度ですね。
貝塚委員	
間宮副会長	
高久会長	

	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
間宮副会長	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>それと、後ろについている配布資料も添付するのですか。</p>
事務局 (澤部課長)	<p>この表も添付する形で作成しております。 「別紙入札結果一覧番号」とありますが、この番号が表に対応しております。</p>
	<p>以降、調査結果書案の表記について各委員からの指摘に基づいて修正を行った。</p> <p><b>【調査結果書の修正箇所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果書に「ページ番号／総ページ数」を追加 (インターネット公表時にページの欠落等が分かるため。)</li> <li>・添付の企業団の規程について、文字サイズ等見やすいように調整</li> <li>・入札結果一覧中他企業の名称は「A社」、「B社」等とする。</li> <li>・当該寄附者及び当該企業は最初から「寄附者甲」、「乙株式会社」とする。</li> <li>・住所はX, Y, Zを使用し、個人情報のため記号で代替する旨を表記する。</li> <li>・「該当」と「抵触」は「該当」で統一 (調査請求人が「該当」としているため)</li> <li>・P3の13行目、「前段及び後段」⇒「前段<u>ないし</u>後段」</li> <li>・P3の21行目、「乙株式会社取手支店は、」以降に「平成29年4月1日以降、」追加</li> <li>・P5の2行目、「収支報告書の記載事項の訂正」⇒「収支報告書の<u>住所</u>の訂正」</li> <li>・P5の3行目、「収支報告書の住所の訂正を～届け出る予定」とある部分に、訂正を届け出た旨の文章を追加する。</li> <li>・P6の11行目、「法第22条1項で」⇒「法第22条第2項で」</li> <li>・P9の14行目、「ありうる」⇒「あり得る」</li> <li>・P9の最終行、「いないのが確認」⇒「いない<u>旨</u>が確認」</li> <li>・P10の5行目、「かつ別紙入札結果一覧」⇒「<u>また</u>別紙入札結果一覧」</li> <li>・P10の5行目、「最終業者選定に際して関与ができず」⇒「最終業者選定に際して市長が規程上関与できず、」</li> <li>・P10の付言2段落目については、下記のとおりとする。 ⇒「収支報告書の記載は正確に行う必要があり、<u>市民から疑義を持たれることのないよう、政治団体としての事務の執行には注意されたい。</u>」</li> </ul> <p>また、調査結果書の修正後は、高久会長及び貝塚委員の2名で最終確認の上、入札結果一覧表及び企業団の規程を添付し、市長</p>

	に提出することとした。
高久会長	以上で政治倫理審査会を終わります。お疲れ様でした。
上記のとおり記載した会議の概要が相違ないことを証する。	
令和 4 年 3 月 18 日	
取手市政治倫理審査会 会長	高久 匡志
	(会長署名)